

3/29日

日曜窓口開設

春は就職、転勤、進学などで各種届や証明書を必要とするものが多くなります。市では、3月29日に日曜窓口を開設します。ぜひ、ご利用ください。

開設時間 8:30～17:15
開設場所 員弁庁舎 総合窓口課
取り扱う業務

- ・ 転入・転出・転居の手続き
- ・ 上記に伴う簡易な申請・届出の受理
- ・ 戸籍・住民票・転出証明書等の発行
- ・ 税・保険料・上下水道料金の納付

問 北勢庁舎 市民課 T 72-3513 F 72-3334

平成21年度

固定資産の縦覧

固定資産課税台帳をもとに作成された「土地価格等縦覧帳簿」「家屋価格等縦覧帳簿」から、市内の土地または、家屋の価格をご覧いただくことができます。

記載内容 ①土地価格等縦覧帳簿...所在・地番・地目・地積・価格

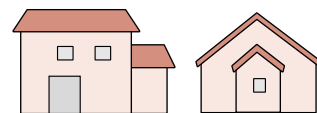
②家屋価格等縦覧帳簿...所在・家屋番号・種類・構造・床面積・価格

縦覧できる方 ①市内に土地があり、固定資産税を納めている方

②市内に家屋があり、固定資産税を納めている方

期間 4月1日(水)～30日(木) (* 閉庁日を除く)

場所 員弁庁舎 課税課 員弁庁舎以外ではご覧いただけません。



3月中に
手続きを!

バイク・軽四輪等の廃車・名義変更

軽自動車税は、4月1日現在でバイクやスクーター、軽四輪、トラクター等の車両を登録している方に課税されます。このため、4月2日以降に廃車や名義変更等の手続きをしても、軽自動車税は課税されることになります。処分(解体等)、盗難等で車両がない方は廃車手続きを、また、車両を譲渡された方は名義変更の手続きをしてください。

申請・届出

125cc以下の原動機付自転車、小型特殊自動車、ミニカー

印鑑、ナンバープレートと標識交付証明書を持って、各庁舎総合窓口課または、員弁庁舎課税課へお越しください。また、登録された方以外の方が来庁される場合は、委任状も合わせてお持ちください。



軽四輪、軽二輪、二輪の小型自動車、普通自動車



手続き、必要書類等、詳しくは次の機関へおたずねください。

月末・週末は、登録申請手続き・相談等が集中し、窓口が混雑します。特に、年度末の3月は大変混雑しますので、早めの手続きをお願いします。

軽四輪(660cc以下のもの)	最寄りの軽自動車検査協会 T 059-234-8431 (三重県)
軽二輪(125ccを超え250cc以下のもの)	最寄りの軽自動車協会 T 059-234-8611 (三重県)
二輪の小型自動車(250ccを超えるもの) 普通自動車	最寄りの運輸支局 T 050-5540-2055 (三重県) テレホンサービス(録音による案内)は、24時間利用可能です。 インターネット上にも登録等手続きの情報がありませんので、ご利用ください。中部運輸局 http://www.mlit.go.jp/chubu/

税金

自動車税・自動車取得税	最寄りの自動車税事務所 T 059-223-5042 (三重県)
軽自動車税	いなべ市役所 員弁庁舎 課税課 T 74-5830 F 74-5859

問 員弁庁舎 課税課 T 74-5830 F 74-5859